

基本方針Ⅰ**学校における指導・支援体制の充実**

校内委員会の充実や個別の教育支援計画・個別指導計画に基づく指導と支援の充実など、学校における指導・支援体制の充実を図ります。そのための教育委員会の取組も合わせて充実を図ります。

Ⅰ 校内支援体制の充実**(Ⅰ) 校内委員会の充実〔教育指導課〕****<現状と課題>**

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や児童・生徒が互いに尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合う態度の育成などの支援対策を行うための校内委員会の充実を図っています。また、教育支援コーディネーター※の資質・能力の向上に努めています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(Ⅰ)校内委員会の充実」では、「大変良い・良い」の回答が81.2%となっています。

就学支援委員会にかかる児童・生徒の検討や、特別支援教室※における指導効果の検証での検討など、校内委員会で検討する内容は年々変化しています。各学校において、十分な検討ができるよう教育委員会からも必要な情報提供を行うなど、校内委員会の充実に向けた取組を進めて行く必要があります。

<対応>

引き続き、各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や児童・生徒が互いに尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合う態度の育成などの支援対策を行うための校内委員会の充実を図ります。そのために、教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努めます。

教育支援アドバイザー※による各学校の巡回、校内委員会における助言を行います。また、教育支援コーディネーター連絡会等において、外部講師を招いた研修の実施や情報提供等を行います。

基本方針Ⅰ 学校における指導・支援体制の充実

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施 		

※教育支援コーディネーター：学校内の関係者や外部機関との連絡調整、及び保護者の相談窓口として、児童・生徒に関する様々な相談に応じるとともに、校内における支援に関するコーディネーターの役割を担う教員。

※特別支援教室：通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする、主に発達障害のある児童・生徒を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室のこと。

※教育支援アドバイザー：市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を学校に行う専門家で、臨床心理士、特別支援教育士などがあたる。

(2) 個別の教育支援計画(学校生活支援シート)及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実【教育指導課】

<現状と課題>

学習指導要領により、特別支援学級に在籍する児童・生徒、特別支援教室やことばの教室を利用している児童・生徒に対して、個別の教育支援計画(学校生活支援シート)※及び個別指導計画※を必ず作成し、活用することが求められています。

通常の学級に在籍する児童・生徒については、作成及び活用について努力義務と定められていますが、本市では「教育支援システム※」を活用し、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成・支援をすすめてきました。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート結果では、78.0%の方が、「個別の教育支援計画又は個別指導計画を知らない、分からない。」と回答しています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート結果では、60%以上の方が「個別の教育支援計画又は個別指導計画が活用されていると感じている。」と回答しています。自由記述では、評価の声がある一方、個別の教育支援計画・個別指導計画について把握していないという回答もありました。作成が必須である特別支援教室・ことばの教室※、特別支援学級においても「個別の教育支援計画・個別指導計画」について認識していない保護者が一定数存在しています。学校から保護者への説明・周知方法等を確認

基本方針Ⅰ 学校における指導・支援体制の充実

していく必要があります。

<対応>

各学校において、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）や個別指導計画に基づく指導と支援の充実を図るため、個別の教育支援計画・個別指導計画の具体的な作成事例を学校に示します。また、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進め、全ての教員がこれら二つの計画についての正しい知識と理解を深めていけるよう努めます。

特別支援教室やことばの教室による指導においては、担当教員間の連携の取り方を工夫し、個別指導計画に基づく評価や情報交換等が行われるよう各種研修会や連絡会を通して周知していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施 		

※個別の教育支援計画（学校生活支援シート）：保護者・学校・保健・医療等が連携し、子どもを支援していくための継続的な計画。

※個別指導計画：学校生活において困っていることや支援が必要な場面がある子どものための短期的な指導目標。

※教育支援システム：児童・生徒一人ひとりの「個に応じた教育」を校内で進めていくため、各学校の教員が入力、作成、閲覧、共有できるシステム。児童・生徒に関する“気づき”を記録する一覧表、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）、個別指導計画を効率的に作成することができる。

※ことばの教室：保谷小学校・芝久保小学校に設置されており、週1回1時間程度、構音や吃音の改善を目指す指導を行っている。

(3) 教育委員会から学校への専門家派遣〔教育支援課・教育指導課〕

<現状と課題>

各学校に教育支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカー※などを定期的に派遣し、校内委員会等で、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成、支援方針への助言などを行うことで、校内支援の充実を図っています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(7) 教育委員会から学校への専門家派遣」では、「大変良い・良い」の回答が77.6%となっています。

就学支援委員会にかかる児童・生徒数の増加、特別支援教室における指導効果の検証など校内委員会での検討する内容が年々変化しています。教育支援アドバイザーによる訪問時の助言や校内研修の実施など、これまで以上に校内支援の充実を図る必要があります。

スクールソーシャルワーカーの対応回数が増加してきている一方、学校によっては、まだ上手く活用できていないとの評価もあります。保護者に向けたスクールソーシャルワーカーの周知や、学校への具体的な活用事例の紹介等により、活用を推進する必要があります。

また、特別支援学級の小学校1年生児童に対する発音・話し方調べの際、言語聴覚士を派遣し、担任の先生を通じて保護者へ助言をしておりますが、フィードバックの方法について検討する必要があります。

<対応>

引き続き各学校に教育支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーなどを定期的に派遣し、校内支援の充実を図ります。教育支援アドバイザーは、通常の学級に在籍する児童・生徒の支援方針への助言を行うとともに、特別支援教室における指導効果の検証において、特別支援教室の指導目標の達成状況やその後の支援の方向性等について助言を行います。

スクールソーシャルワーカーのリーフレットを保護者に配布し、小・中学校の教育支援コーディネーター対象の研修等を行うことで、スクールソーシャルワーカーの活用推進を図ります。

特別支援学級の小学校1年生児童に対する発音・話し方調べの際、言語聴覚士から保護者への担任の先生を通じた助言・フィードバックの方法について、保護者からの質問事項を事前に確認できる様式を作成する等充実を図ります。

基本方針Ⅰ 学校における指導・支援体制の充実

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実		

※スクールソーシャルワーカー：子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向けた支援を行う専門家。

2 専門性向上に向けた取組

(1) 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズを捉え、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導になるよう教員研修の充実を図り、教員の資質能力の向上を図っています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(6) 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実」では、「大変良い・良い」の回答が57.7%となっています。また、「質問7:特別支援教育の推進について必要だと考えること (1) 特別支援教育に関する教員研修の充実」では、研修の充実を求める回答が多くありました。

<対応>

市立小・中学校教員を対象とした理解啓発研修を実施し、学校内で研修内容を共有し学校全体の教員の資質能力の向上に努めます。研修受講者へのアンケートを実施し、研修時間の延長やテーマのリクエストに応える等、学校現場のニーズに応じた研修内容となるよう努めます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次 計画	実施 		

(2) 特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成しています。また、指導効果の定期的な振り返りと指導内容のさらなる充実に向け、特別支援学校との連携も進めながら取り組むこととしています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート「質問6:西東京市教育委員会の特別支援教育の推進や充実に向けた取組 (1)特別支援学級における指導内容について」では、特別支援学級における指導内容について「大変良い・良い」の回答が82.7%となっています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価 (10) 特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実」では、「大変良い・良い」の回答が71.4%となっています。

保護者・教員双方から評価を受けており、引き続き特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実に取り組んでいく必要があります。

<対応>

引き続き、市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成します。また、指導効果の定期的な振り返りと指導内容のさらなる充実に向け、特別支援学校との連携も進めながら取り組みます。

都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級・特別支援教室の指導について特別支援学校の教員から指導・助言を受け、専門性の向上を図ります。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討	実施 	

(3) ことばの教室における指導・内容の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

ことばの教室は保谷小学校・芝久保小学校に設置されています。週1回1時間程度、構音や吃音の改善を目指す指導を行っています。専門性向上の取組として言語聴覚士を講師に招き、ことばの教室設置校を会場として教育委員会主催の言語通級研修会を実施しています。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート「質問12:お子さんがことばの教室に通って良かったと感じている点がありますか」では、「お子さんの成長を感じられる。」の回答が68.0%、「お子さんが自信を持てるようになり、楽しく学校に行けるようになった。」の回答が20.0%となっています。

ことばの教室における専門性の向上のため、実際の指導ニーズに応じた研修内容を検討し充実に図る必要があります。

<対応>

市立小学校のことばの教室において、児童の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の程度に応じた教育課程を編成します。言語聴覚士の指導・助言を受けながら行うことばの教室における指導効果の検証の実施や、ことばの教室の教員等を対象とした言語等に関する研修会を新たに実施し、ことばの教室の教員の専門性の向上を図ります。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施 		

3 個に応じた教育実践の充実

(1) 合理的配慮の適切な提供〔教育指導課〕

<現状と課題>

合理的配慮[※]の適切な提供に向けた取組として、教育支援コーディネーター連絡会において都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの先生を研修講師として招き、合理的配慮に関する研修を行っています。

合理的配慮の適切な提供に向けて、研修の内容や実施時期について検討する必要があります。また、管理職やその他の教員など、対象者についても検討する必要があります。

<対応>

すべての学びの場で、障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばさせていくために、児童・生徒や保護者等の申出に応じて、合理的配慮を適切に提供していきます。

ユニバーサルデザイン[※]化の取り組みを理解啓発の研修のテーマとして設定する等、ユニバーサルデザイン化の促進について学校へ広く周知します。

都立特別支援学校のセンター的機能を活用した教員研修を実施する等、各学校で合理的配慮が適切に行われるよう教育委員会からも働きかけていきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実		

※合理的配慮：「障害者の権利に関する条約」第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

※ユニバーサルデザイン：ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつすべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

(2) 特別支援学級における交流及び共同学習の推進〔教育指導課〕

<現状と課題>

市立小・中学校の特別支援学級設置校において、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート「質問 12:西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、交流及び共同学習の推進について「通常級との交流の機会が少ない」といった意見が挙がっています。

<対応>

市立小・中学校の特別支援学級設置校において、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動することで、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学びます。

各校の取り組み事例を収集し、教員間での共有や保護者等への周知についても検討していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討	実施	

(3) 特別支援学級における進路指導の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

特別支援学級に在籍する児童・生徒の進路には様々な選択肢があります。都立特別支援学校、都立特別支援学校職業科、都立高校普通科、チャレンジスクール等、市立小・中学校において児童・生徒に合わせた進路指導を行っています。

就学相談の場等において、小学校や中学校卒業後の進路について悩む保護者の方もいます。

特別支援学級に在籍する児童・生徒アンケート「卒業したら、どのような学校へ進学したいですか」では、「どのような進路があるか分からない」を選んだ児童・生徒が20%以上でした。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート「質問12:西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、「卒業後の進路について情報が少ない」「進路についての説明などを聞ける機会がほしい」といった意見が挙がっています。

卒業後の進路のイメージを持ちながら、適切な就学の間を検討できるよう、児童・生徒や保護者へ情報提供を行っていく必要があります。

<対応>

都立特別支援学校高等部等の教員の招へいし、特別支援学級教員を対象に市立中学校卒業後の進路について情報を共有することや、特別支援学級における進路指導の充実等について検討を進めます。

また、特別支援学級からの進路先等の情報を学校と教育委員会で共有し、特別支援学級への就学・転学を考えている児童・生徒とその保護者に対しての情報提供についても検討していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施・検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

基本方針2

特別支援教育を推進する環境の整備と充実

教育委員会が主体となり、特別支援教育を推進する環境の整備と充実を図ります。
施設・設備の環境整備、人的環境整備の充実に取り組みます。

Ⅰ 特別支援教育の施設・設備の整備

(Ⅰ) 特別支援学級の環境整備と充実〔教育企画課・学務課・教育指導課〕

<現状と課題>

特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加傾向にあることから、令和7年1月に特別支援学級の配置についての実行計画として「西東京市特別支援学級配置計画」を策定しています。

令和8年度には、本町小学校・住吉小学校・けやき小学校・柳沢中学校に新たに特別支援学級を開設しました。

特別支援学級保護者アンケート「質問12：西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、「特別支援学級が新規に開設されることで通いやすくなる」などの意見が挙がっています。

<対応>

引き続き、特別支援学級の開設や運営について検討し、必要な予算措置を行う等、環境整備の充実に取り組みます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

(2) 特別支援教室の環境整備と充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

小学校の特別支援教室は、拠点校が4校（保谷第一小学校・谷戸小学校・東伏見小学校・けやき小学校）設置されており、巡回校はそれぞれ4校から5校となっています。

中学校の特別支援教室は、拠点校が2校（田無第二中学校・明保中学校）設置されており、巡回校はそれぞれ4校から5校となっています。

巡回校が多いことで、巡回指導教員の巡回の負担が大きくなっています。また、拠点校では巡回指導教員の執務環境が整っているものの、巡回校では執務環境が限定されています。拠点校の開設により、巡回指導教員と在籍校教員との連携が密に取れるメリットが考えられます。

市立小・中学校教員アンケート「質問8：西東京市の特別支援教育の推進についてのご意見等」では、「拠点校を増やし、巡回校が2～3校程度になると効率良く指導ができる。」などの意見が挙がっています。特別支援教室の利用児童・生徒数の推移や他市の状況等を踏まえ、特別支援教室拠点校の適正な配置や運営について検討する必要があります。

<対応>

特別支援教室は市立小・中学校全校に設置されていますが、学校により対象となる児童・生徒数や指導する教室等が異なります。

引き続き、特別支援教室の指導環境や特別支援教室巡回指導教員と巡回校の在籍校教員がより良い連携を図れるよう環境整備の充実に努めます。巡回校における執務環境の整備、特別支援教室の利用児童・生徒数の推移や他市の状況等を踏まえた特別支援教室拠点校の適正な配置と運営について検討していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

2 校内支援体制の人的環境整備

(1) 学校生活支援員による支援の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

児童・生徒が在籍学級で安心して学び、学校生活全般を円滑に過ごしていけるよう学校生活支援員を配置しています。教育委員会による研修を実施し、支援の充実を図っています。

通常の学級に在籍する児童・生徒アンケート「普段の学校生活の中で、こういう手助けがあったらいいなと思うことはありますか」では、「授業で困っている時に手助けしてくれる人」と回答した児童・生徒の割合は、どの学年でも45%以上です。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(5) 学校生活支援員による支援の充実」では、「大変良い・良い」が73.5%となっています。「質問6:特別支援教育に関わる事業で、今後特に力を入れて欲しい事業 (5) 学校生活支援員による支援の充実」、「質問7:特別支援教育の推進について必要だと思われること (6) 個に応じた教育支援を行うための支援員の充実」や自由記述では、支援員の配置や増員について求める回答が多く挙がっています。

<対応>

引き続き、学校生活支援員による支援を充実させるために増員を検討し、児童・生徒の成長・発達段階に応じた支援を行える体制を整えとともに、教育委員会による研修内容の充実についても検討します。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

(2) 介助員制度の実施(通常学級介助員)〔教育指導課〕

<現状と課題>

障害のある児童・生徒に対して、移動などの安全を確保し、安定的な学級運営や教育活動の充実を図るため、合理的配慮の考え方にに基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を行っています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(14) 介助員制度の実施」では、「大変良い・良い」が55.5%となっています。「質問6:特別支援教育に関わる事業で、今後特に力を入れて欲しい事業(14) 介助員制度の実施」、「質問7:特別支援教育の推進について必要だと考えること(6) 個に応じた教育支援を行うための支援員の充実」や自由記述では、介助員の配置や増員について求める回答が多く挙がっています。

介助員配置のニーズに応えるよう介助員の人材確保のために、障害福祉課との連携・近隣大学へのチラシ配布による協力要請等を実施していますが、通常の学級における介助員の配置を充実させていくためには、介助員の待遇等を改善していく必要があります。

<対応>

引き続き、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、介助員による支援を行います。また、増加傾向にある介助員による支援のニーズに対応するため、障害福祉課との連携・近隣大学へのチラシ配布による協力要請等を引き続き実施するとともに、介助員の待遇改善等により人材確保に努めます。

年次	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

(3) 特別支援学級介助員による支援の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

特別支援学級に在籍する児童・生徒の介助・支援のため、特別支援学級介助員を配置しています。日常の授業における支援だけでなく、スクールバスの添乗、校外学習や宿泊学習等にも随行します。

特別支援学級の児童・生徒数の増加に合わせて、特別支援学級介助員についても増員しています。必要な介助・支援が行えるよう適切な配置を行っていく必要があります。

<対応>

特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、安定的な学級運営や教育活動の充実を図るため、引き続き、特別支援学級介助員による支援を行います。

また、特別支援学級介助員による支援のニーズに対応するため、他市状況を踏まえながら特別支援学級介助員の増時間・増員による適正な配置と人材確保に努めます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

3 多様な教育的ニーズに応じた教育の推進

(1) ICT 機器の活用（入出力支援装置等）〔教育指導課〕

<現状と課題>

障害のある児童・生徒が1人1台端末を活用し学習指導の更なる充実を図るため、令和8年度から、緘黙、難聴、弱視等の児童・生徒に対して音声出力会話補助装置や拡大読書器等の入出力支援装置等の活用を推進しています。

一人ひとりのニーズに応じた機器を導入していきますが、今後使用しなくなった機器を次に必要となる方へ貸与する等機器の運用を検討し、必要な方へ必要な機器が活用できるよう整備していく必要があります。

<対応>

年度ごとに、各学校において入出力支援装置等の活用が必要と考えられる児童・生徒とその保護者に対して入出力支援装置等の活用を提案し、希望者に対して必要な機器を貸与していきます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	調査・実施		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

(2) インクルーシブ教育システム※の充実〔教育指導課・学務課〕

<現状と課題>

障害の有無にかかわらず、すべての子どもができるだけ同じ場で、ともに学ぶことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、基礎的環境整備と条件整備の構築を目指します。

医療的ケアを必要とする子どもについて、本人や保護者の意思を最大限に尊重し、医療の状況に応じ、看護師の配置など必要な支援を行っています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(4) インクルーシブ教育の充実」では、「大変良い・良い」が53.4%となっています。「質問7:特別支援教育の推進について必要だと考えること」では、「(2)特別支援教育に関する環境整備(施設等ハード面の予算)の充実」が多くなっています。施設面等の基礎的環境整備に力を入れていく必要があります。

<対応>

引き続き、基礎的環境整備と条件整備の構築を目指します。

また、医療的ケアを必要とする子どもについて、本人や保護者の意思を最大限に尊重し、医療の状況に応じ、看護師の配置など必要な支援を行います。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

※インクルーシブ教育システム:障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

基本方針3

関係機関・家庭・地域との連携

就学前から就学後までの切れ目ない支援体制の充実のため、関係機関・家庭・地域との連携を図ります。地域・保護者への特別支援教育に関する情報発信の充実を図ります。本人・保護者の意思を尊重した柔軟な学びの場を選択できるように就学相談体制の充実を図ります。

Ⅰ 切れ目ない支援体制の充実

(1) 幼保小の連携〔幼児教育・保育課、子ども家庭課、教育指導課、教育支援課〕

<現状と課題>

幼稚園・保育園等から児童に必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し就学先の小学校へ引き継ぐ就学支援シート※の活用や、保育園への臨床心理士などの派遣等を通して、保育園や幼稚園などの就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図っています。

就学支援シートは、幼稚園・保育園だけではなく、療育の施設に通所している場合は通所施設でも作成しています。

就学支援シートは小学校入学前に作成し、就学先の小学校に提出します。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問13:就学支援シートについて知っていますか。」では、「作成したことがある」との回答が15.4%となっています。特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問7:就学支援シートについて知っていますか。」では、「作成したことがある」が62.1%となっています。一方で、就学支援シートを「知らない・分からない」と回答した保護者が通常の学級では50.1%、特別支援学級では25.9%となっています。

必要な方に必要な情報を届けられるよう周知に力を入れていくことが今後の課題として挙げられます。

3 関係機関・家庭・地域との連携

<対応>

就学支援シートの作成について、作成主体である幼稚園・保育園の各園長会にて就学支援シートの目的や作成方法等について情報提供を行い、連携を図ります。

市公式ホームページや「西東京の教育」において記事等を掲載し、就学支援シートを必要とする方への情報提供に取り組みます。

就学支援シートの作成主体である幼稚園・保育園等との連携、児童発達支援センターひいらぎ等の通所施設との連携に留意しつつ、引き続き切れ目ない支援の充実に取り組みます。

児童発達支援センターひいらぎや民間の通所施設についても、連携が図れるよう情報提供体制について検討します。

引き続き、保育園へ臨床心理士派遣を行い、幼児の心身の発達の課題や心配事について保育士等と連携した早期対応や支援に取り組みます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施・検討		

※就学支援シート：未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるよう、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

3 関係機関・家庭・地域との連携

(2) 関係機関との連携〔障害福祉課、子ども家庭課、児童青少年課、教育指導課〕

<現状と課題>

児童発達支援センターひいらぎに通っている年長児童の保護者を対象として、就学相談説明会や特別支援学級・特別支援教室の見学・説明会を行っています。

特別支援教育を必要としている児童・生徒の中には学童クラブや障害福祉サービスを利用している児童・生徒がいます。現在は個々の施設と学校で連携を取っています。

支援を必要としている児童の保護者に対して引き続き情報提供を行うとともに、より良い情報提供体制について検討していく必要があります。

また、児童発達支援センターひいらぎ主催の連絡会議を通じて、障害福祉事業所等との連携について検討する必要があります。

支援を必要とする児童・生徒について、学校と学校外の関係機関が連携を図るため、必要な情報共有を行う等の体制を整える必要があります。

<対応>

障害福祉サービスを利用している年長児童等の保護者を対象として行っている、就学相談説明会や特別支援学級・特別支援教室の見学・説明会について、内容の充実に努めます。また、必要に応じて、その他の保護者の方々にも『未来へ』や『西東京市がめざす教育』等、参考となる資料を配布する等により情報提供に努め、柔軟な対応に努めます。

児童発達支援センターひいらぎ主催の連絡会議等を通じて、障害福祉事業所等との連携を図ります。

学童クラブや障害福祉サービスを利用している特別支援教育を必要としている児童・生徒について、学校と学校外の関係機関が連携を図るため、必要な情報共有を行う等の体制構築に努めます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施・検討		

3 関係機関・家庭・地域との連携

(3) 小中連携、中学校卒業後の学校及び関係機関との連携〔教育指導課〕

<現状と課題>

就学前機関からの就学支援シート等の情報を受け、小学校では、保護者とともに個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を作成し、児童の支援や関係機関との連携を図ります。

小学校から中学校へ進学する際には、保護者の同意のもと、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を進学先の中学校へ引き継ぎます。市立小学校から市立中学校へ進学する場合は、統合型校務支援システムを介して情報連携を行っています。市立小・中学校から市外へ転出する場合、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の内容を充実させた上で、進学先に適切に引き継がれるよう学校間で連携を図り、切れ目のない支援を実現させる必要があります。また、中学校卒業後も適切な支援が受けられるよう、進学する高等学校等や関係機関との連携について検討する必要があります。

<対応>

中学校卒業後の高等学校等の進路先に個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を引き継ぎ、切れ目のない支援が行われるよう、進学する高等学校等や関係機関との連携を図ります。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実		

2 都立特別支援学校との連携

(1) 副籍制度の推進〔教育指導課〕

<現状と課題>

市内在住の都立特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事などへの参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うことで、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、都立特別支援学校と連携を図りながら、副籍制度※による交流の実施を進めています。

学校向けの周知として、教育支援コーディネーター連絡会において、副籍制度の事務手続きの説明や、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した副籍制度活用の講義を行っています。

保護者向けの周知として、直接交流の様子を取材し「西東京の教育」への記事掲載を行っています。また、市公式ホームページにおいても副籍制度を紹介しています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(13) 副籍制度の推進」では、「大変良い・良い」が53.6%となっている一方、「分からない」が29.1%となっています。今後も市立小・中学校教員と都立特別支援学校に通う児童・生徒の保護者に向けた情報発信・理解啓発に取り組む必要があります。

<対応>

引き続き、市内在住の都立特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、都立特別支援学校と連携を図りながら、副籍制度による交流を進めます。

市立小・中学校教員に向けて、教育支援コーディネーター連絡会等で副籍制度の事務手続きの説明や副籍制度活用について周知する等、地域指定校の受入れ環境を整備していきます。

市内居住の都立特別支援学校に通う児童・生徒の保護者に向けて、副籍制度の周知方法を工夫・検討し、理解啓発に取り組みます。

3 関係機関・家庭・地域との連携

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	充実 		

※副籍制度：市内在住の都立特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事などへの参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うこと

(2) 都立特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中学校教員の専門性向上

〔教育指導課〕

<現状と課題>

本市のセンター校である東京都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを研修講師として招き、教育支援コーディネーター連絡会で研修を行っています。過去の講義内容は副籍交流、合理的配慮、自立活動等があります。

東京都の計画事業としても推進されており、都立特別支援学校のセンター的機能のさらなる活用方法については検討していく必要があります。

<対応>

都立特別支援学校のセンター的機能をさらに活用し、教育向け研修の実施、特別支援学級の専門性向上に取り組めます。

都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招へいし、特別支援教室・特別支援学級の授業について指導・助言を受ける機会を作り、教員の専門性の向上に取り組めます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	検討	実施 	

3 家庭・地域との連携

(1) 教育的ニーズに応じた就学相談の充実〔学務課、教育指導課〕

<現状と課題>

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用の推進を図るため、保育園や幼稚園などの就学前機関や学校との連携を強化するとともに、就学時健康診断の情報を活用しながら、子どもや保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に分かりやすい就学相談を行っています。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問16:西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、「利用申請の際に、もっと保護者の思いが伝わり、学校・家庭・支援の場で連携できると良い。」や「本人や保護者の希望を尊重してほしい。」といった意見が挙がっています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問6:(4)教育委員会からの特別支援教育についての情報発信について」では、「大変良い・良い」の回答が36.2%、「あまり良くない・良くない」の回答が36.0%、「分からない」の回答が28.0%となっています。「質問6:(5)教育委員会の相談窓口の体制について」では、「大変良い・良い」の回答が31.0%、「あまり良くない・良くない」の回答が36.2%、「分からない」の回答が32.8%となっています。

就学相談は保護者を対象としているため、このアンケート結果から今後の取組を検討する必要があります。

<対応>

引き続き、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧に分かりやすい就学相談を行います。

市公式ホームページや「西東京の教育」における周知、就学相談説明会の実施により、保護者へ適切な情報提供を行います。また、早期に情報提供できる体制を整えます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	実施 		

3 関係機関・家庭・地域との連携

(2) 発音や話し方に関する課題への早期対応〔教育指導課、教育支援課〕

<現状と課題>

本市独自の取組として、小学1年生全員を対象にことばの教室の教員による「発音・話し方調べ」を行い、発音などに係る課題の早期発見と早期対応に努めています。また、必要に応じて専門的指導を継続しています。

通常の学級に在籍する児童には、「発音・話し方調べ」を実施し、発音に誤りがあると思われる児童の保護者には「言語相談」を案内します。「言語相談」にて専門家（言語聴覚士）の所見を受け、ことばの教室に入室するための就学支援委員会につなげています。

特別支援学級に在籍する児童には、言語聴覚士が同席の上、ことばの教室の教員による「発音・話し方調べ」を実施し、専門的見地から特別支援学級の日常の指導や家庭での配慮事項について助言を行います。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート結果からは、「質問11：ことばの教室に通うようになった理由について」で特別支援教室の利用を考えるようになった理由（質問6）と比べ、「(4)専門家や相談機関から勧められたため」や「(5)学校から勧められたため」を理由とする回答が多くなっています。発音などに係る課題の早期発見や早期対応のために、「発音・話し方調べ」や「言語相談」の取組を継続する必要があります。

<対応>

引き続き、小学1年生全員を対象にことばの教室教員による「発音・話し方調べ」を行い、発音などに係る課題の早期発見と早期対応に努め、必要に応じて専門的指導を継続します。また、特別支援学級に在籍する児童には、「発音・話し方調べ」における言語聴覚士による家庭へのフィードバックがより効果的に行えるよう、検討していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実		

3 関係機関・家庭・地域との連携

(3) 地域・保護者への情報発信〔教育指導課〕

<現状と課題>

教育委員会から保護者に向けて、特別支援教育に関するリーフレット、就学相談に関するリーフレットの作成・配布を行っています。

市公式ホームページにおいても、特別支援教育に関する情報発信を行っています。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問 16:西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、「特別支援教室の内容や具体的な困りごとなど周知されると良い。」や「情報の収集が難しい。受けられる申請の内容や申請の流れ、連絡先等の一覧に触れられるサイトや冊子があったらうれしい。」といった意見が挙がっています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問6:西東京市教育委員会の特別支援教育の推進や充実に向けた取組について」では、教育委員会からの特別支援教育についての情報発信について、「大変良い・良い」が36.2%、「あまり良くない・良くない」が36.0%となっており、情報発信の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

<対応>

保護者に向けた特別支援教育に関するリーフレット、就学相談に関するリーフレットの作成・配布について継続して取り組むとともに、情報発信の更なる充実を検討します。

市公式ホームページや「西東京の教育」等を活用し、特別支援教育に関する早期の情報提供に努めます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		